



富山労働局発表
令和2年8月5日

【照会先】
富山労働局労働基準部賃金室
室長 浅野 浩幸
室長補佐 山越 立
(電話) 076-432-2735

報道関係者 各位

富山県最低賃金の改正の答申がありました ～時間額849円(前年+1円)～

- 1 本年8月5日付けで、富山地方最低賃金審議会(会長 長尾 治明 富山国際大学名誉教授)から富山労働局長(杉 良太)に、「富山県最低賃金の改正決定について」の諮問(本年6月29日付け)に対する答申がありました。

同審議会は、富山労働局長からの諮問を受けて富山県最低賃金専門部会を設置し、調査審議を重ねた結果、「時間額 849 円(前年+1円)とする」との結論に至ったもので、本年8月5日の富山地方最低賃金審議会で議決されました。

今後は、この答申を踏まえ、諸手続を経て、富山県最低賃金額を決定することとなります。

- 2 富山労働局では「働き方改革推進支援センター富山」を開設し、働き方改革に取り組む事業者への皆さんへの総合的な支援や、業務改善助成金を始めとした各種助成金の活用に関する相談等の支援を実施しております。

「働き方改革推進支援センター富山」

設置場所：富山市桜橋通り6-11 富山フコク生命第二ビル5階

電話番号：0800-200-0836 メールアドレス：hk16@mb.langate.co.jp

【参考；富山県最低賃金額，対前年度引上率及び引上額】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(答申)
最低賃金額	746円	770円	795円	821円	848円	849円
対前年度引上率	2.47%	3.22%	3.25%	3.27%	3.29%	0.12%
対前年度引上額	18円	24円	25円	26円	27円	1円